

# 様式 1 公表されるべき事項

別添

## 国立大学法人東京海洋大学の役員員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬の業績反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき期末特別手当の額の100分の10の範囲内で増額・減額できることとなっているが、平成19年1月22日開催の国立大学法人東京海洋大学経営協議会での審議の結果、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果等を鑑み、学長について、12月期期末特別手当を100分の2減額することを決定した。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

経済社会情勢及び国家公務員の給与の改定等に鑑み、基本給月額を1,065,000円から994,000円に、また12月期に支給される期末勤労手当の支給率については、100分の172.5を100分の175に改定した。

理事

経済社会情勢及び国家公務員の給与の改定等に鑑み、基本給月額を903,000円から843,000円に、また12月期に支給される期末勤労手当の支給率については、100分の172.5を100分の175に改定した。

理事（非常勤）

経済社会情勢及び国家公務員の給与の改定等に鑑み、報酬月額5%減額を行い、月額200,000円を190,000円に改定した。

監事

経済社会情勢及び国家公務員の給与の改定等に鑑み、基本給月額を780,000円から728,000円に、また12月期に支給される期末勤労手当の支給率については、100分の172.5を100分の175に改定した。

監事（非常勤）

経済社会情勢及び国家公務員の給与の改定等に鑑み、報酬月額5%減額を行い、月額160,000円を152,000円に改定した。

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任	
法人の長	18,978	11,928	5,291	1,550 207 (地域手当) (通勤手当)		
理事 (3人)	48,189	30,348	13,606	3,945 290 (地域手当) (通勤手当)		
理事 (非常勤) (1人)	2,280	2,280	0	0 ( )		
監事 ( )				( )		
監事 (非常勤) (2人)	3,648	3,648	0	0 ( )		

注：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されるもの。

3 役員の退職手当の支給状況（平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事A					該当者なし
理事A (非常勤)					該当者なし
監事A					該当者なし
監事A (非常勤)					該当者なし

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で運用。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準を社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて現に受けている給与の昇給、昇格、降格及び賞与時期（6月、12月）における勤労手当の支給割合の増減を行っている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤労手当 (査定分)	6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。（国家公務員の給与制度に準拠）
昇給	1月1日を基準日とし、1年以内の期間を良好な成績で勤務したものに対して昇給を行うことができるとし、その号給数は勤務成績に応じて決定する。（国家公務員の給与制度に準拠）
昇格・昇給	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は、上位の職務の級に決定することができる。（国家公務員の給与制度に準拠） 降格：勤務成績が不良な場合は、下記の級に決定することができる。（国家公務員の給与制度に準拠）

##### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

給与法改正に準拠し、基本給月額を引き下げとともに基本給表の全面改定を行った。また、配偶者に係る扶養手当を13,000円に改正した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	402	46.0	8,282	5,963	130	2,319
事務・技術	119	40.9	6,091	4,465	144	1,626
教育職種 (大学教員)	211	49.1	9,884	7,060	157	2,824
技能・労務職種	2					
海事職種	26	48.0	8,678	6,256	35	2,422
海技職種	39	42.4	6,281	4,582	14	1,699
教育職種 (外国人教師等)	1					
その他医療職種 (看護師)	4	48.3	6,417	4,615	33	1,802

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						

再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						

非常勤職員	14	41.2	4,949	3,577	170	1,372
事務・技術	10	35.0	4,041	2,973	160	1,068
教育職種 (大学教員)	2					
技能・労務職種	2					

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：医療職種（病院医師）及び医療職種（病院看護師）については該当者なしのため省略

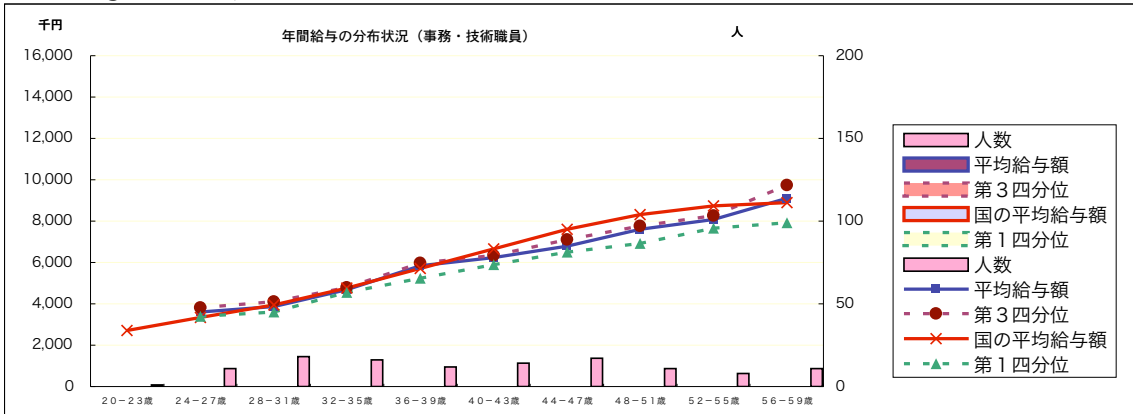
注：常勤職員の技能・労務職種及び教育職種（外国人教師等）、非常勤職員の教育職種（大学教員）及び技能・労務職種については、該当者が1～2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注：「技能・労務職員」とは、自動車運転手、守衛を示す。

注：「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注：「海技職種」とは、船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

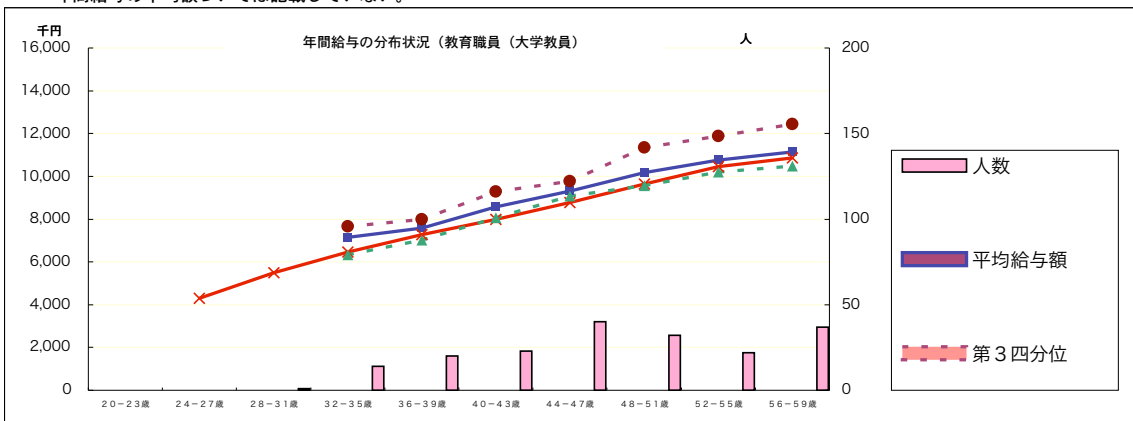
② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員））〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注：年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与についての表示はしていない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	平均	第3分位
部長	1	-	-	-	-
課長	11	54.7	8,917	9,179	9,725
課長補佐	6	54.0	7,760	8,078	8,269
係長	47	46.0	6,092	6,686	7,141
主任	8	36.1	4,782	4,981	5,052
係員	46	31.2	3,612	4,179	4,628

注：部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。



注：年齢28～31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与についての表示はしていない。

注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

（事務・技術職員）

（教育職員（大学教員））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	平均	第3分位
教授	88	54.9	10,883	11,673	12,433
准教授	76	44.0	8,423	8,987	9,642
講師	3	41.2	-	7,954	-
助手	44	47.2	6,736	7,232	7,766

注：講師の該当者が3名のため、第1分位、第3分位については記載しない。

③ 職級別在職状況等（平成19年4月1日現在）（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長	課長補佐	課長
人員 (割合)	119	24 (20.2%)	26 (21.8%)	45 (37.8%)	11 (9.2%)	6 (5.0%)
年齢（最高～最低）		31～22	39～29	56～38	59～47	58～39
所定内給与と年齢（最高～最低）		3,388～ 2,118	4,076～ 2,849	5,574～ 4,083	5,933～ 5,024	6,655～ 5,929
年間給与額（最高～最低）		4,503～ 2,888	5,456～ 3,894	7,675～ 5,663	8,269～ 7,012	9,110～ 8,019

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長 課長	事務局長 部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		6 (5.0%)	該当者なし	1 (0.8%)	該当者なし	該当者なし
年齢（最高～最低）		59～49				
所定内給与と年齢（最高～最低）		7,157～ 6,558				
年間給与額（最高～最低）		9,874～ 9,040				

注：8級における該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

（教育職員（大学教員））

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	211	該当者なし	44 (20.9%)	3 (1.4%)	76 (36.0%)	88 (41.7%)	該当者なし
年齢（最高～最低）			61～31	48～33	62～32	62～44	
所定内給与と年齢（最高～最低）			5,886～ 3,999	6,202～ 4,787	7,647～ 4,330	10,177～ 5,814	
年間給与額（最高～最低）			8,141～ 5,506	8,711～ 6,716	10,498～ 6,076	14,055～ 8,466	

④ 賞与（平成18年度）における査定部分の比率（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	65.8	67.1	66.5
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	34.2	32.9	33.5
	最高～最低	42.9～29.5	39.1～30.1	40.9～30.1
一般職員	一律支給分（期末相当）	65.4	68.4	67.0
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	34.6	31.6	33.0
	最高～最低	38.2～30.0	34.7～29.2	36.4～30.5

（教育職員（大学教員））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	65.6	69.3	67.5
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	34.4	30.7	32.5
	最高～最低	38.2～32.8	31.2～29.9	34.6～31.3
一般職員	一律支給分（期末相当）	65.5	68.6	67.1
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	34.5	31.4	32.9
	最高～最低	38.2～32.2	34.7～29.4	36.0～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））

96.0

対他の国立大学法人等（事務・技術職員）

108.8

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等（教育職員（大学教員））

104.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

本学教育職員と平成15年度における国の教育職（一）適用者との平均給与額の差額指数は104.9となっており、国家公務員に準拠した給与制度を採っているが、新規採用者の高学歴化の徹底、機関内昇任人事行っていること等により差が生じているが、前年公表時の104.0からはほぼ横ばいである。

### III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	(平成18年度)	(平成17年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,970,703	4,015,218	△ 44,515	(△1.1)	△ 131,635	(△3.2)
退職手当支給額 (B)	593,321	337,229	256,092	(75.9)	153,331	(34.8)
非常勤役職員等給与 (C)	296,411	276,232	20,179	(7.3)	68,209	(29.9)
福利厚生費 (D)	514,457	516,225	△ 1,768	(△0.3)	3,651	(0.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,374,892	5,144,904	229,988	(4.5)	93,556	(1.8)

※附属明細書「役員及び職員の給与明細」には、本表の非常勤役職員等給与に計上されている派遣職員分1,250,918円及び受託研究費及び受託事業費分の56,816,760円は含まれない。  
附属明細書「役員及び職員の給与明細」にて、退職金相当額を運営費交付金で措置する必要のない常勤教職員分については、本表の非常勤役職員等給与に計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 総人件費のうち、給与、報酬等支給総額及び福利厚生費の減については、採用抑制等による結果の表れであり、退職手当支給額の増については前年度に比べ退職者が多かったことによるものである。  
非常勤役職員等給与の増については、研究支援の非常勤職員の増及び平成17年度新規採用の非常勤職員の基本給が増額されたこと、また期末手当等の支給率が100%となったことによるものである。  
最広義人件費の増については、前記退職手当の増及び非常勤役職員等給与の増によるものである。
- ②
  - i) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
  - ii) 中長期的な視点に立った、適正な全学人事計画の策定と効率化係数に見合う人件費管理を行う体制を整備するとともに、政府の総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに平成17年度人件費予算相当額の概ね4%の人件費の削減を図る。
  - iii) 基準年度の「給与、報酬等支給総額」・・・a 4,015,218 (千円)  
当年度の「給与、報酬等支給総額」・・・b 3,970,703 (千円)  
当年度までの人件費削減率・・・ $(b - a) \div a \times 100$   
 $(3,970,703 - 4,015,218) \div 4,015,218 \times 100 = \triangle 1.1\%$
- ③ 当年度の「給与、報酬等支給総額」・・・a 3,970,703 (千円)  
基準年度(平成17年度)の人件費予算相当額・・・b 4,325,482 (千円)  
人件費の削減率(対人件費予算相当額)・・・ $(a - b) \div b \times 100$   
 $(3,970,703 - 4,325,482) \div 4,325,482 \times 100 = \triangle 8.2\%$

### IV 法人が必要と認める事項

特になし